

事 務 連 絡

平成 21 年 8 月 12 日

兵 庫 県

衛生主管部（局）御中

岡 山 県

環境省総合環境政策局環境保健部企画課

石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部

平成 21 年台風第 9 号による被災者の「石綿による健康被害
の救済に関する法律」に係る公費負担医療の取扱いについて

環境保健行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、平成 21 年台風第 9 号による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

平成 21 年台風第 9 号による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面、石綿健康被害医療手帳が無くても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとしします。

なお、(社)日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。